

中間整理に関する意見書

平成 30 年 4 月 24 日
株式会社経営共創基盤
代表取締役 CEO 富山和彦

中間整理の内容は、我が国の企業統治改革における現在の重要課題について、かなり踏み込んだ充実した内容となっており非常に高く評価している。その分、現状とのギャップが大きくなっていることから反発もあると想像するが、だからこそガイドラインとしてはこのくらい思い切った表現を堅持すべきである。

具体的には、例えば、本質的に裁量的な経営マター、ビジネスジャッジメントマターを扱う指名・報酬委員会に適法性監査を本務とする社外監査役を関与させることが経過的なものである点などは、社外取締役の充実が遅れていることの裏返しであり重要な指摘である。通常、社外監査役は弁護士や会計士など、専門職的な人材が就任しているケースが多く、経営者に関わる人選や経営者に関わる報酬と言う、もともと経営的色彩の濃厚な意思決定における能力的な優位性はあまりない。また、会社法上の責任としても、指名・報酬に関わる意思決定そのものに関する妥当性について責任を負っていない監査役と言う立場で、かかる重要な意思決定に大きな影響力を持つことが健全とは思えない。もちろん、社外監査役、そして弁護士、会計士の中にも経営的な見識を持っている人材はいるだろうから、これを排除する必要はないが、その場合も部分的あるいは経過的なものとして位置づけるのが自然である。したがってそれを当たり前のこと、原則的なことと位置付けている会社があるとすれば、指名・報酬委員会を真剣勝負でやる気がないと言っても過言ではない。また、社外取締役の指名についても、それを執行部が実質的に決めてしまうと、その執行部にガバナンス上の牽制を利かせる社外取締役の役割は空洞化する危険性が高いのであるから、できるだけ現行の社外取締役の役割を強化すべき点も重要である。これまた現状、執行部側が社外取人事も握っているケースが太宗である現状に鑑み、改革を推進するためには社内者の関与を最小化すべきと言った表現をガイドライン上取るくらいでちょうど良いと考える。

他にも色々と反対意見が出ると想像するが、そうした反対が出るところこそ、「改革のヘソ」とも言うべき重要課題であり、現状の踏み込んだ表現を堅持すべきと考える

以上